

## ⇩ 役員報酬、遡及増額は廃止に

**Q** : 定時株主総会で決議された役員報酬の増額分を期首に遡及して増額することがこれまで認められていましたが、税制改正で認められなくなったとか。本当ですか？

**A** : 役員報酬の遡及増額は、通達によるものですが、税制改正によりますと、政令にその旨が記載されていないことから、この取扱いはなくなるものと思われま

### 【解説】

定時株主総会等で決議された役員報酬の増額改定は、期首まで遡及して一括支給しても役員報酬として損金算入を認めるとする通達が、これまでありました。

しかし、今年度の税制改正では、次の定時同額給与でなければ損金算入が認められないこととなりましたので、期首まで遡及して一括支給する役員報酬は、損金算入が認められなくなるものと思われま

- ① 定期給与でその事業年度開始の日から3月を経過する日までに改定された給与
  - ・ 改定前の支給額が同額である定期給与
  - ・ 改定後の支給額が同額である定期給与
- ② 業績悪化等による減額改定で改定前の支給額及び改定後の支給額が同額である定期給与
- ③ 継続的に供与される経済的利益がおおむね一定であるもの

したがって、今後、これを損金算入するためには、増額改定分を改定後の給与に上乘して支給するなどして対策を講じていかなければなりません。

